

保護者の皆様へ

豊橋市立下条小学校長
鈴木 久美

豊橋市に暴風警報，特別警報等が発令された場合の登下校・授業について

1 「暴風・暴風雪警報」発表の場合

- (1) 午前6時00分までに解除されたときは，平常どおり授業を行います。
- (2) 午前6時00分を過ぎても解除されない(6時00分を過ぎて解除された)場合は，当日は授業を行いません。

2 「大雨・洪水・大雪警報」発表の場合

- (1) 原則として平常どおり授業を行います。但し，下条校区市民館に避難所が開設されないほどの大雨・洪水の場合は臨時休校となります。
- (2) 状況に応じて授業の有無，授業開始時刻を決定します。
- (3) 保護者が子どもの安全を考え登校を見合わせると判断した場合，校長が合理的な理由と認めたくえで欠席扱いにはしません。

3 大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり，警戒レベル3(「高齢者等避難」)が発令されている場合「大雨警報(土砂災害)」「洪水警報」など何かしら出ている場合

- (1) 通学路の状況等により，授業の有無，授業開始時刻を決定します。原則として，平常どおり授業を行います。
- (2) 地方気象台情報で大雨による被害の可能性について予測された場合(例：早期注意情報で「警報の可能性が『中』以上」)には，前日までに市教委が臨時休校を判断することもあります。
- (3) 保護者が子どもの安全を考え登校を見合わせると判断した場合，校長が合理的な理由と認めたくえで欠席扱いにはしません。

4 大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり，警戒レベル4(「避難指示」)が発令されている場合

- (1) 午前6時00分を過ぎても解除されないときは，当日授業を行いません。
- (2) 地方気象台情報で大雨による被害の可能性について予測された場合(例：早期注意情報で「警報の可能性が『中』以上」)には，前日までに市教委が臨時休校を判断することもあります。

5 登校後に，警報が発令された場合

(1) 「暴風・暴風雪警報」発表の場合

- ア 台風の中心位置，進行速度及び方向，気象状況等より判断し，全児童を安全に帰宅させると判断したときは，当日の授業を中止してすみやかに下校させます。
- イ 通学路が危険と認められるときや通学距離などにより帰宅が困難と認められるときは，当該児童の安全を校内において確保します。学校に残した児童は，校内の最も安全な場所に集め，その旨をご家庭に連絡します。

(2) 「大雨・洪水・大雪警報」発表の場合

- ア 原則として平常どおり授業を行います。
- イ 状況に応じて授業の継続または中止を決定します。
中止する際は，以下の避難行動に移ります。
 - a 児童を校内に留めおき，安全を確保します。
 - b 「引き取り下校」や「集団下校」など，下校の方法について中学校区内の小中学校で連携をとり，メールを配信し保護者に知らせます。

(3) 大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3(「高齢者等避難」)が発令された場合

- ア 気象状況を把握するとともに、交通機関および通学路の状況などから判断し、授業の継続または中止を決定します。
- イ 状況の悪化が見込まれるときは直ちに授業を中止します。
 - a 児童を校内に留め置き、安全を確保します。
 - b 「引き取り下校」や「集団下校」など、下校の方法についてメールを配信し保護者に知らせます。

(4) 大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル4(「避難指示」)が発令された場合

- ア 直ちに授業を中止し、以下の避難行動に移ります。
 - a 児童を校内に留め置き、安全を確保します。
 - b 「引き取り下校」や「集団下校」など、下校の方法についてメールを配信し保護者に知らせます。

(5) 「大雨・暴風・波浪・高潮・暴風雪・大雪」の特別警報が発表された場合

- ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応(学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等)を迅速に行います。
- イ 児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。

※ 登校後に、警報が発令された場合には配信メールにより、それぞれの家庭に連絡します。児童の下校は、「緊急時児童引き渡しカード」に登録されている方法で行います。しかし、状況がより危険な場合は、児童を学校で待機させます。その場合は、保護者による引き取りになりますので、よろしくお願いします。
なお、放課後子ども教室も中止となります。

※緊急のメールが届いた時には、近隣の方で情報を共有していただきますようお願いします。

※「緊急時児童引き渡しカード」の記載事項を確認してください。

目につくところに貼っておいてください